

佐賀市

循環型社会形成推進地域計画

佐賀市

策定	令和2年11月30日
変更	令和4年1月5日
変更	令和4年12月19日

～ 目 次 ～

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	2
(3)	基本的な方向	2
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物等の処理の目標	4
3	施策の内容	5
(1)	ごみの発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設等の整備	9
(4)	施設整備に関する計画支援事業	9
(5)	その他の施策	10
4	計画のフォローアップと事後評価	10
(1)	計画のフォローアップ	10
(2)	事後評価及び計画の見直し	10
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	11
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	13
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策の一覧	14
参考資料様式 4	施設概要（最終処分場系）	15
参考資料様式 7	計画支援概要	16
添付資料 1	分別区分説明資料	18
添付資料 2	廃棄物処理施設の状況	20
添付資料 3	トレンドグラフ	25

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

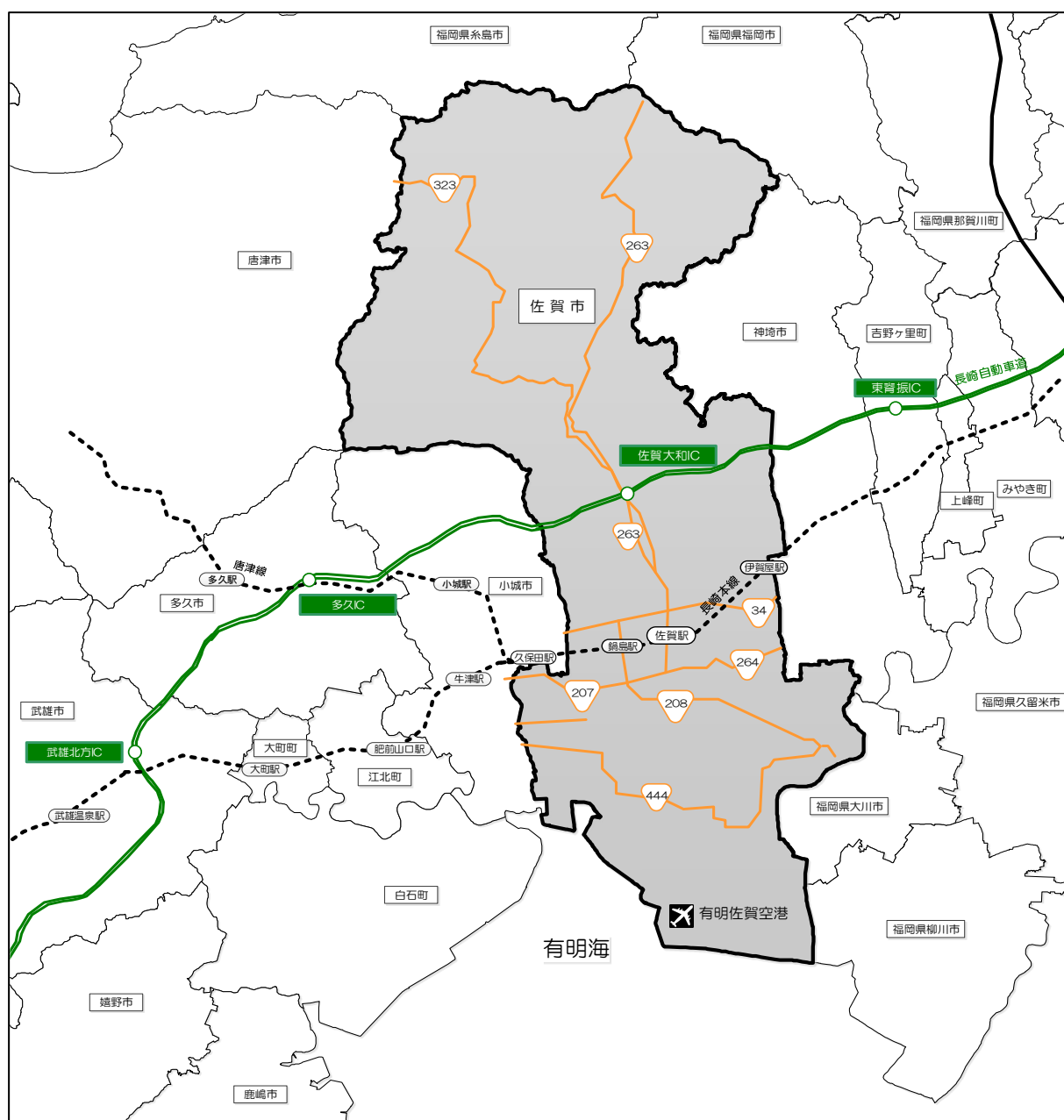
(1) 対象地域

市 町 村 名 : 佐賀市

面 積 : 431.84km² (令和2年1月1日時点)

人 口 : 231,896 人 (令和2年4月1日現在)

◆図1 位置図



※参考：添付資料2に関係施設の位置図を添付する。

(資料) 面積：「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」

人口：「住民基本台帳」

(2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和10年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

佐賀市（以下「本市」という。）は、平成17年及び平成19年に2度の市町村合併を行ったが、合併後も旧市町村の方式を引き継いだことから、分別方法や手数料が地域によって異なるうえ、複数のごみ処理施設で処理する状況となった。

その後、これらについて統廃合を進めたことにより、本市は現在、佐賀市清掃工場及び脊振広域クリーンセンターにおいてごみ処理を行っている。

佐賀市清掃工場では、ごみの焼却により発生する「熱」や「二酸化炭素」を回収している。熱を利用して発電した電気を市内の公共施設に送電するだけでなく、「熱」及び「二酸化炭素」を周辺の農業施設等へ供給することなどにより、廃棄物エネルギーの活用を行っている。

そのほかにも、焼却灰の主灰をセメント原料化するほか、不燃ごみ及び粗大ごみを、佐賀市リサイクル工場にて選別・破碎処理して資源物を回収することなどにより、ごみの減容化に努めている。

また、脊振広域クリーンセンターでは、可燃ごみの溶融処理を行うことで、資源化を進めている。

佐賀市一般廃棄物最終処分場は、昭和56年に供用を開始以降、昭和60年度に第2工区の整備、平成8年度に第3工区の整備、平成18～20年度に第2工区及び第3工区の堰堤の嵩上げを実施している。

現在、第3工区に埋め立てているが、残余容量が逼迫してきていることから、将来的な埋立工区として利用するため、第2工区の施設整備等を計画する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市は、平成17年及び平成19年に広域合併を行っていることから、概ね広域処理体制が構築されている状態となっている。

なお、旧諸富町及び旧三瀬村のごみ処理をおこなっている脊振広域クリーンセンターは、佐賀県東部環境施設組合において整備が進められている次期広域ごみ処理施設の稼働時期に合わせ、運用の停止が検討されている。このため、旧諸富町及び旧三瀬村のごみ処理のあり方を、当該施設整備計画の進捗状況を勘案しながら検討を進めることとする。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

令和11年度のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に向けて、本市ではごみの分別項目等の見直しを行うとともに、再商品化の方法や実施時期の検討を行う。

また、現在リサイクル施設においてプラスチック使用製品廃棄物の処理ラインの設置について検討を進めることとする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物等の排出、処理状況は、図2のとおりである。

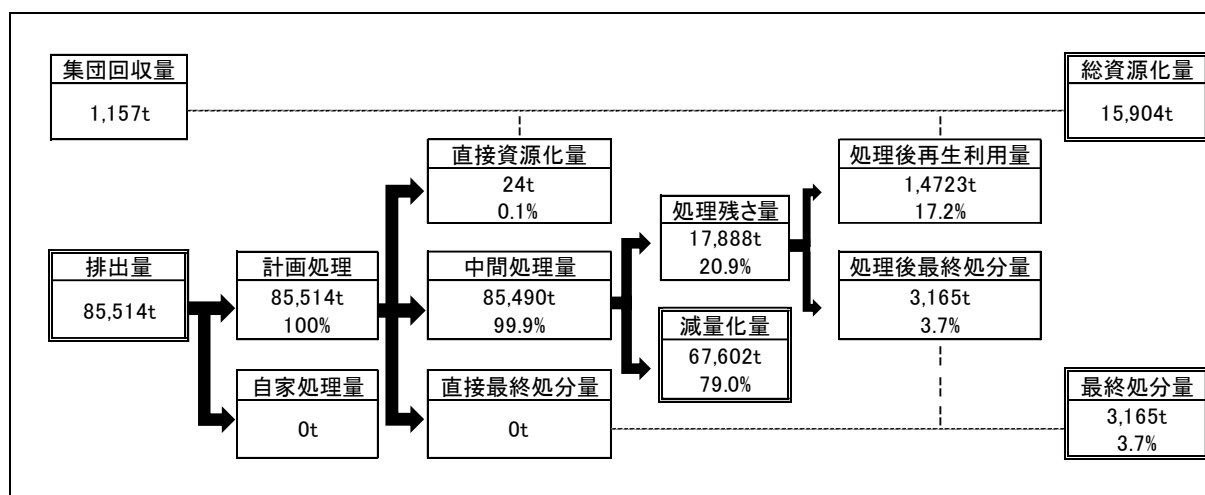
ごみの排出量は、集団回収量も含め 86,671 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 15,904 トンである。

また、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(排出量+集団回収量))は 18.3%である。

中間処理による減量化量は 67,602 トンであり、集団回収を除いた排出量の概ね 79.0%が減量化されている。中間処理のうち、焼却量は 75,569t である。

また、可燃ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用した発電を行っている。

◆図2 一般廃棄物の処理状況フロー(令和元年度)



(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

◆表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合※ ¹) (令和元年度)	目 標(割合※ ¹) (令和10年度)
排出量	事業系 総排出量	32,202 トン	25,524 トン (-20.7%)
	1事業所当たりの排出量※ ²	2.8 トン/事業所	2.2 トン/事業所 (-21.4%)
	生活系 総排出量	53,312 トン	48,823 トン (-8.4%)
	1人当たりの排出量※ ³	206 kg/人	180 kg/人 (-12.6%)
合 計 事業系家庭系排出量合計		85,514 トン	74,347 トン (-13.1%)
再生利用量	直接資源化量	24 トン(0.1%)	32 トン(0.1%)
	総資源化量	15,904 トン(18.3%)	17,372 トン(23.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	32,282.9MWh	32,178.4MWh
最終処分量	埋立最終処分量	3,165トン(3.7%)	2,888 トン(3.8%)

※¹ 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※² (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※³ (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位: t]

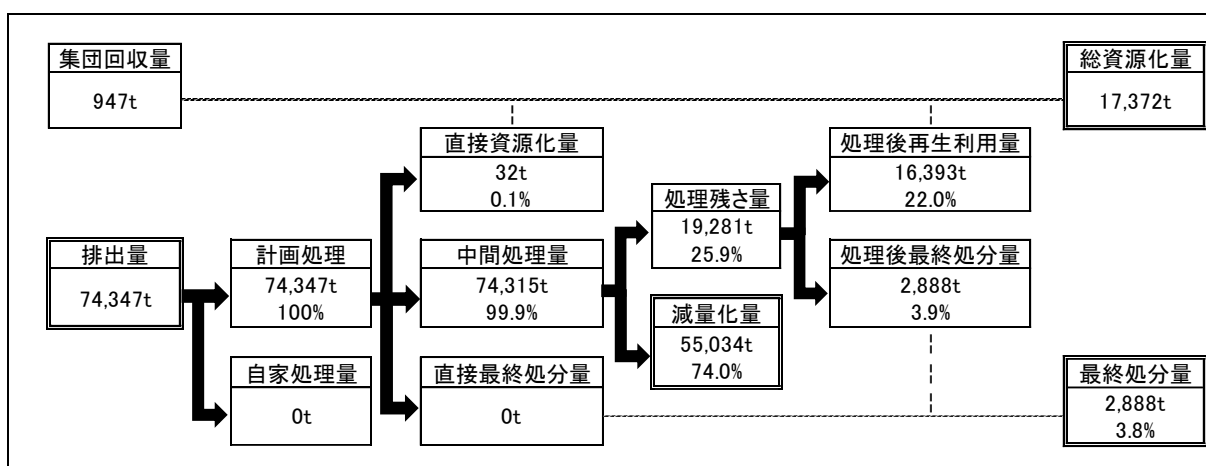
再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: t]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位: t]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量 [単位: t]

◆図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和10年度)



※ 端数処理のため合計値が100%にならない場合がある。

3 施策の内容

(1) ごみの発生抑制、再使用の推進

ア) ごみ処理にかかる費用負担の透明化・適正化（事業番号 11）

ごみ処理の有料化の主な目的である、ごみの発生抑制、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民・事業者の意識改革が達成できるよう、適宜、ごみ処理手数料の見直しを行うとともに、ごみ処理費用の透明化を継続して行う。

イ) 環境教育の推進（事業番号 12）

環境学習の場である「佐賀市エコプラザ」においてごみ処理の現状や環境問題に関する情報を発信し、環境に対する取り組みの周知を行う。また、小学生向けの副読本の作成や近年のごみ問題に関する出前講座を実施する。

ウ) マイバッグ運動の推進・レジ袋の削減対策（事業番号 13）

レジ袋削減のための有効手段について消費者や事業者を含めて検討を行い、マイバッグキャンペーンとしてスーパーの店頭でマイバッグの持参を呼びかける啓発活動を行う。

エ) 事業系一般廃棄物の減量の推進（事業番号 14）

適正分別の徹底や本市で受け入れられない産業廃棄物等の違反ごみ搬入防止のため、搬入検査員によるダンピング調査を行い、分別不徹底や違反ごみの搬入が判明した場合は、注意書を発行することなどにより改善を促し、必要に応じて、排出事業所への指導を行う。

また、リサイクルが可能である「紙ごみ」を多く排出する事業所に対しては、事業所訪問や本市の収集運搬の許可業者を通じて啓発を行う。

オ) 容器包装廃棄物の排出抑制の推進（事業番号 15）

トレイ及びプラスチック製容器包装の店頭回収を実施している店舗の情報提供やシャンプーや洗剤等の詰め替え商品の購入の重要性についての啓発を継続していくほか、マイボトル、マイカップの持参に関する呼びかけや普及啓発についても行っていく。

また、近年問題となっている海洋プラスチックに関する啓発用リーフレットの作成・配布を検討する。

カ) 各種リサイクルの推進及び支援（事業番号 16）

次の事業を進めることにより、各種リサイクルの推進及び支援を行う。

- ・ごみ質調査の結果、大幅にリサイクル率を改善させることが見込まれる紙類の具体的なリサイクル方法などについて、ホームページやリーフレット等で積極的に広報を行う。
- ・小型家電は、ピックアップ回収を行い小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者へ引渡しを行う。また、市民への啓発を兼ねて回収ボックスを設置し、拠点回収を行う。
- ・乾電池やコイン電池のリサイクルに加え、リチウムイオン電池、ニカド電池等の二次電池のリサイクルを新たに検討する。
- ・草類や剪定枝について民間業者へ処分業の許可を出すことで市内でのリサイクル事業を推進する。
- ・バイオディーゼル燃料として市のごみ収集車や市営バスの燃料として再利用している植物性廃食用油の再生施設について、新型車両にも使用できる高品質のバイオディーゼル燃料を精製する装置へ更新している。また、廃食用油の回収量を増やすため、回収場所を増やすとともに廃食用油の出し方や回収ボックスの設置場所について積極的に広報する。

キ) 事業系ごみの 3R 推進（事業番号 17）

「多量排出事業者」に対してごみの減量に関する計画書の作成・提出や廃棄物減量等推進責任者の選任を義務付け、ごみの減量化方法などをテーマとした研修会を開催する。

また、当該事業者への訪問調査や研修を行い、生ごみの水切り徹底の周知を行うとともに、食品関連事業者へは食品リサイクルに関する情報提供を行う。

発生抑制対策としては、飲食店や結婚式場等での食べ残し削減を目的とした「3010 運動」をはじめとした「佐賀市もったいないプロジェクト」を展開し、排出事業者が自己処理を行うための生ごみ処理機等設置補助制度や食品リサイクル産業支援のための補助制度の検討、フードバンク活動の広報啓発を実施する。

更には、ごみ減量に積極的に取り組む事業者を佐賀市 3R 推進パートナーとして社名や取り組み内容を市報やホームページ等で広報することなどにより、事業所内でのごみ減量の取り組みを推進する。

ク) 廃棄物エネルギーの利活用（事業番号 18）

佐賀市清掃工場は、ごみ焼却時に発生する「熱エネルギー」を「発電」と「熱利用」に用いているが、一連のサイクルの中で未だに利用できていない「未利用熱」が存在することから、今後は、その調査と有効活用策についての検討を行う。

また、同じくごみ焼却時に発生する「二酸化炭素」を分離・回収し、「微細藻類の培養事業者」や「農作物の栽培を行う植物工場」への供給も行っている。

これらは、清掃工場から生み出される有用な資源であり、関連産業の誘致や新産業の創出などを、今後も継続して行っていく。

ケ) 民間活力による新たな地域循環圏リサイクルの研究支援（事業番号 19）

民間企業の活力や創意工夫を積極的に活用できる環境を整備し、廃食用油リサイクル（バイオジェット燃料精製）の研究支援を行う。

また、ごみ質調査において、もっとも割合が高かった「生ごみ」の新たなリサイクル方法の研究や、家庭系ごみでは全体の約 5 %、事業系ごみでは全体の約 19 %を占めていた紙おむつのリサイクル方法などについて研究を行っていく。

(2) 処理体制

ア) 生活系ごみの処理体制の現状と今後（事業番号 21）

本市から発生したごみは、佐賀市清掃工場で処理する 6 地区（佐賀地区、旧大和町、旧富士町、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町）と脊振広域クリーンセンターで処理する 2 地区（旧諸富町、旧三瀬村）に分かれており、分別区分及び処理方法については、表 2 のとおりである。

このうち、廃食用油については、市のごみ収集車や市営バスの燃料へ再生してきたが、現状の施設では高品質の燃料を精製できず、旧型車両の利用にとどまっていた。そこで、新型車両に対応した高品質のバイオディーゼル燃料を精製し、廃食用油のリサイクルを推進するため、当該装置の更新を行っている。

生活系ごみの分別区分や収集方法などは減量化と資源化をより一層推進するため、適宜、見直しを行い、最終処分量の削減に繋げることとする。

なお、旧諸富町及び旧三瀬村のごみ処理をおこなっている脊振広域クリーンセンターは、佐賀県東部環境施設組合において整備が進められている次期広域ごみ処理施設の稼働時期に合わせ、運用の停止が検討されている。このため、旧諸富町及び旧三瀬村のごみ処理のあり方を、当該施設整備計画の進捗状況を勘案しながら検討を進めることとする。

また、佐賀市一般廃棄物最終処分場は、現在、第 3 工区に埋め立てているが、残余容量が逼迫してきていることから、将来的な埋立工区として利用するため、第 2 工区の施設整備等を計画する。

イ) 事業系ごみの処理体制の現状と今後（事業番号 22）

今後も生活系ごみの分別区分に準じて、事業系一般廃棄物の収集・処理を行う。

また、排出事業者が自己処理を行うための生ごみ処理機設置補助制度や食品リサイクル産業支援のための補助制度の検討を行い、フードバンク活動の広報啓発や指導を行う。

ウ) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後（事業番号 23）

現状では、産業廃棄物の処理は行っておらず、今後も処理を行わない。

エ) 今後の処理体制の要点

- ◇ 生活系ごみの分別区分及び処理体制については現状の処理体制を維持していく。
- ◇ 佐賀県東部環境施設組合において広域施設の整備が進められていることから、稼働の目途が立つまでの間に、旧諸富町及び旧三瀬村の処理のあり方について検討を進める。
- ◇ 事業系ごみは生活系ごみの分別区分に準じた処理を行い、排出事業者に対して、排出責任に基づく、自主的なごみの減量化及び再資源化に関する啓発・指導を行う。
- ◇ 佐賀市一般廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫していることから、既存最終処分場の再生事業を実施する。

◆表2 佐賀市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

佐賀市(令和元年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		分 別 区 分
		一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却	佐賀市清掃工場	焼却灰のうち主灰はセメント原料化	可燃ごみ
可燃性粗大ごみ	焼却埋立			
不燃性粗大ごみ	リサイクル	佐賀市リサイクル工場	資源化できるものは資源化、それ以外は焼却、埋立処分	不燃ごみ
燃えないごみ				
紙類・布類				
ペットボトル				紙類・布類
ビン・缶			指定ルートでの資源化	ペットボトル
廃食用油		佐賀資源化センター		ビン・缶
		廃食用油再生工場		廃食用油
蛍光管、体温計	保管	佐賀市リサイクル工場		蛍光管 体温計

脊振共同塵芥処理組合(令和元年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		分 別 区 分
		一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却	脊振広域クリーンセンター (焼却施設)	焼却残渣は溶融処理し、スラグ・メタルは資源化	燃えるごみ
粗大ごみ	リサイクル	脊振広域クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	資源化できるものは資源化、それ以外は焼却、溶融処理	粗大ごみ
燃えないごみ				燃えないごみ
紙			指定ルートでの資源化	紙
ペットボトル				ペットボトル
ビン、缶				ビン、缶
トレイ				トレイ
蛍光管、体温計、乾電池				蛍光管、体温計、乾電池

佐賀市(令和10年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		分 別 区 分
		一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却	佐賀市清掃工場	焼却灰のうち主灰はセメント原料化	可燃ごみ
可燃性粗大ごみ	焼却埋立			
不燃性粗大ごみ	リサイクル	佐賀市リサイクル工場	資源化できるものは資源化、それ以外は焼却、埋立処分	不燃ごみ
燃えないごみ				
紙類・布類				
ペットボトル				紙類・布類
ビン・缶			指定ルートでの資源化	ペットボトル
廃食用油		佐賀資源化センター		ビン・缶
		廃食用油再生工場		廃食用油
蛍光管、体温計	保管	佐賀市リサイクル工場		蛍光管 体温計

脊振共同塵芥処理組合(令和10年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		分 別 区 分
		一次処理	二次処理	
燃えるごみ	—	—	—	—
粗大ごみ	リサイクル	—	—	—
燃えないごみ				—
紙			—	—
ペットボトル				—
ビン、缶				—
トレイ				—
蛍光管、体温計、乾電池				—

(3) 処理施設等の整備

ア) 廃棄物処理施設（事業番号 1）

前述（2）の処理体制をとるため、表 3 のとおり必要な施設整備を行う。

◆表 3 整備する処理施設

事業番号	施設整備種類 施設名	事業名	埋立容量	所在地	事業期間
1	佐賀市一般廃棄物最終処分場	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業	450,900m ³	佐賀市嘉瀬町大字 十五 2720	令和 5 年度～ 令和 9 年度

〔整備理由〕 事業番号 1 佐賀市一般廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫しているため、当該最終処分場の再生事業を実施し、安定的な残余容量を確保する。

(4) 施設整備に関する計画支援事業（事業番号 1）

前述のア) の施設整備に先立ち、表 4 のとおり計画支援事業を行う。

◆表 4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る 基本計画策定業務（構想含む）	基本計画（構想含む）	令和 3 年度
1	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る 基本設計・実施設計策定業務	基本設計、実施設計等	令和 4 年度～ 令和 5 年度
1	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る 環境アセスメント調査事業	生活環境影響調査	令和 4 年度～ 令和 5 年度

(5) その他の施策

ア) 地域環境美化推進活動（事業番号 41）

地域における市民や事業所等による清掃活動に対し、ごみ袋や清掃用具の貸与、ごみ回収等の支援を行う。

イ) 不法投棄対策（事業番号 42）

市のホームページや市報などを活用して不法投棄をしないように啓発を図るとともに、不法投棄の多い場所に監視カメラや不法投棄防止看板を設置することなどにより、その防止に努める。

また、市内の環境パトロールを行い、不法投棄の早期発見、早期対応に努めるほか、不法投棄防止対策協議会を設置し、不法投棄の抑止対策等についての協議を行う。

ウ) 災害廃棄物対策（事業番号 43）

本市は、大規模災害発生時に生じる災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に対応することにより、市民生活環境の保全と災害からの速やかな復旧を行うため、「佐賀市災害廃棄物処理計画」を平成 27 年 3 月に策定した。

発災時は、状況に応じて県や隣接市町、関係業者などへの応援依頼が必要となるため、関係機関との連携体制を構築する。また、災害廃棄物は大量かつ多種・多様であるため環境衛生上、速やかに回収し、関係機関との連携を図り適正な処理を行う。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

計画の進捗状況について定期的に把握し、その結果を公表する。

必要に応じて関係機関と意見交換を行い、進捗状況を勘案しながら、適宜、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1)地域名	佐賀市	(2)地域内人口	231,896人	(3)地域面積	431.84km²
(4)構成市町村等名	佐賀市	(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目 標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和10年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	32,719	34,708	34,854	34,179	32,529	32,202	25,524 (R1比-20.7%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.8	2.9	3.0	2.9	2.8	2.8	2.2
	生活系 総排出量(トン)	56,057	53,874	52,593	52,067	52,239	53,312	48,823 (R1比-8.4%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	203	202	198	198	200	206	180
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	88,776	88,582	87,447	86,246	84,768	85,514	74,347 (R1比-13.1%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	45 (0.1%)	43 (0.1%)	34 (0.1%)	27 (0.1%)	23 (0.1%)	24 (0.1%)	32 (0.1%)
	総資源化量(トン)	15,794 (17.8%)	14,436 (20.1%)	17,829 (20.1%)	16,158 (18.5%)	15,689 (18.2%)	15,904 (18.3%)	17,372 (23.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	32,649	32,339.4	33,540.4	32,846.7	32,035.0	32,282.9	32178.4
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	105,893,750	105,080,918	108,359,937	106,370,236	104,072,663	112,108,648	110,752,575
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	70,729 (79.7%)	69,474 (78.4%)	68,003 (77.8%)	68,429 (79.3%)	67,178 (79.2%)	67,602 (79.0%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	3,869 (4.4%)	6,274 (7.1%)	3,042 (3.5%)	2,979 (3.5%)	3,125 (3.7%)	3,165 (3.7%)	2,888 (3.8%)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

令和2年度3月に策定した佐賀市一般廃棄物処理基本計画のごみ処理目標値(令和6年度)を踏まえて、令和10年度まで延長した目標値を採用している。
--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
最終処分場	佐賀市一般廃棄物最終処分場	佐賀市	セル方式	450,900m³	昭和56年度	—	—	埋立中

(2) 更新(改良)・新施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	備考
最終処分場	佐賀市一般廃棄物最終処分場	佐賀市	セル方式	450,900m³	令和9年度末	残余容量の確保	—	—

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 2 (令和 2 年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間			総事業費（千円）							交付金対象事業費（千円）									備考
				単位	開始	終了	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度			
○佐賀市一般廃棄物最終処分場に関する再生事業																							
佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業		1	佐賀市	450,900	m	R5	R9																
○実施する計画支援事業																							
佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る基本計画策定業務（構想含む）		1	佐賀市	450,900	m	R3	R3	24,332	24,332					24,332	24,332								
佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る基本設計・実施設計策定業務		1	佐賀市	450,900	m	R4	R5	44,996		25,996	19,000			44,996		25,996	19,000						
佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る環境アセスメント調査事業		1	佐賀市	450,900	m	R4	R5	36,380		6,380	30,000			36,380		6,380	30,000						
合 計								105,708	24,332	32,376	49,000			105,708	24,332	32,376	49,000						

※佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業の事業費は基本設計・実施設計策定時に再提出とする。

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否								備考
					開始	終了		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみ処理にかかる費用負担の透明化・適正化	ごみ処理手数料の見直し・公平化を検討し、ごみ減量化への意識改革を行う。	佐賀市、組合	R3	R9									
								施策の実施							
	12	環境教育の推進	ごみ処理の現状や環境問題に関する情報を発信する。また、小学生向けの副読本の作成やごみ問題に関する出前講座を行う。	組合	R3	R9									
								施策の実施							
	13	マイバツク運動の推進・レジ袋の削減対策	レジ袋削減のための有効手段の検討及びマイバツクの持参の啓発活動を行う。	佐賀市	R3	R9									
								施策の実施							
	14	事業系一般廃棄物の減量の推進	適正分別の徹底や違反ごみの撤入が行われていないか検査員による調査を行い、必要に応じて注意書の発行や指導を行う。	佐賀市、組合	R3	R9									
								施策の実施							
	15	容器包装廃棄物の排出抑制の推進	詰め替え商品購入の重要性やマイボトル・マイカップ等の普及啓発を行い、海洋プラスチックごみ問題に関するリーフレットの作成・配布を行う。	佐賀市	R3	R9									
								施策の実施							
	16	各種リサイクルの推進及び支援	拠点回収項目の追加や回収量を増やすため回収場所の追加を検討する。また、廃食用油の再生施設について、廃食用油の出し方や回収ボックスの設置場所について広報を行う。	佐賀市	R3	R9									
								施策の実施							
	17	事業系ごみの3R推進	多量排出事業者に対しごみ減量に関する計画書や研修会等を実施する。また、食品関連事業者へ食品ロスを目的とした「3010運動」の周知、生ごみ処理機設置補助制度の検討を行う。事業者内でごみの減量を取り組みを推進するための広報・啓発を行う。	佐賀市	R3	R9									
								施策の実施							
	18	廃棄物エネルギーの利活用	佐賀市清掃工場の「未処理熱」の有効利用の検討や「二酸化炭素」を有用資源とする産業の誘致や新産業の創出を行う。	佐賀市、組合	R3	R9									
								施策の実施							
	19	民間活力による新たな地域循環型リサイクルの研究支援	民間企業に対し「廃食用油」、「生ごみ」、「紙おむつ」等のリサイクルの研究支援等を行う。	佐賀市、組合	R3	R9									
								施策の実施							
処理体制の構築、変更に関するもの	21	生活系ごみの処理体制の現状と今後	佐賀市一般廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫と第2工区の浸出水排水管が機能不全を踏まえて、再生事業による浸出水排水管の再生と埋立物の減容化による延命化を図る。	佐賀市、組合	R3	R9									
								再生事業							
	22	事業系ごみの処理体制の現状と今後	排出事業者に対し生ごみ処理機設置の補助制度、フードバンク活動の広報啓発や指導を行う。	佐賀市、組合	R3	R9									
								施策の実施							
	23	一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	産業廃棄物の処理は行っていないことから、今後も処理を行わない。	佐賀市、組合	R3	R9									
								施策の実施							
処理施設の整備に関するもの	1	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業	再生事業	佐賀市、組合	R5	R9	○								
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る基本計画策定業務（構想含む）	基本計画（構想含む）	佐賀市	R3	R3	○	計画							
	32	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る基本設計・実施設計策定業務	基本設計・実施設計	佐賀市、組合	R4	R5	○		設計						
	33	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る環境アセスメント調査事業	生活環境影響調査	佐賀市、組合	R4	R5	○		調査						
その他	41	地域環境美化推進運動	市民や事業者による清掃活動に対し、ごみ袋や清掃用具の貸与、ごみ回収などの支援を行う。	佐賀市	R3	R9									
								施策の実施							
	42	不法投棄対策	不法投棄防止の啓発、監視カメラや防止看板の設置、パトロールを行い、不法投棄の早期発見、早期対応に努めるほか、不法投棄防止対策協議会を設置する。	佐賀市、組合	R3	R9									
								施策の実施							
	43	災害廃棄物対策	災害廃棄物に対して県、隣接市町、など関係機関との連携体制を構築し、連携を図りながら適正処理を行う。	佐賀市、組合	R3	R9									
								施策の実施							

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 佐賀県

(1) 事業主体名	佐賀市		
(2) 施設名称	佐賀市一般廃棄物最終処分場		
(3) 工期	令和 5 年度 ～ 令和 9 年度		
(4) 施設面積、容積	総面積 146,400m ²	埋立面積 124,700m ²	埋立容積 450,900m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 昭和 56 年度 埋立終了 第 1 工区 : 平成 8 年度 第 2 工区、第 3 工区 : 埋立中		
(6) 跡地利用計画	—		
(7) 地域計画内の役割	適正管理のもと延命化を図り、残余容量の確保を行う。		
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ☐ 無 ☒		

(9) 事業計画額	— ※
-----------	-----

※基本設計・実施設計策定時に再提出とする。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 佐賀県

(1) 事業主体名	佐賀市	
(2) 事業目的	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に伴う基本計画及び基本設計・実施設計を実施する。	
(3) 事業名称	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る基本計画策定業務（構想含む）	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る基本設計・実施設計策定業務
(4) 事業期間	令和 3 年度	令和 4 年度、令和 5 年度
(5) 事業概要	基本計画の策定。	基本設計及び実施設計の作成。
(6) 事業計画額	24,332千円	44,996千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 佐賀県

(1) 事業主体名	佐賀市
(2) 事業目的	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に伴い残余容量を確保するための生活環境調査の実施
(3) 事業名称	佐賀市一般廃棄物最終処分場再生事業に係る環境アセスメント調査事業
(4) 事業期間	令和 4 年度～令和 5 年度
(5) 事業概要	生活環境影響調査の実施
(6) 事業計画額	33,638千円

添付資料 1 分別区分説明資料（令和元年度）

佐賀市（佐賀地区・旧大和町・旧富士町・旧川副町・旧東与賀町・旧久保田町）

■収集ステーション・戸別収集するごみ

分別区分			品目
燃えるごみ			生ごみ、紙くず、プラスチック製品、木くず、ゴム製品、皮革製品など
燃えないごみ			金属、ガラス、陶磁器、小型家電、スプレー缶・ライター、乾電池など
資源 ごみ	紙 類	新聞・ちらし	新聞、ちらし
		牛乳パック	牛乳パック（500ml 以上）
		ダンボール	ダンボール
		雑誌・包装紙・紙箱	雑誌、レシート、コピー用紙、パンフレット、包装紙、封筒、箱類など
	布類		衣類、毛布、シーツ、タオルケット
	ビン・缶		飲料用缶、空ビン、食品用空缶・空ビン
	ペットボトル		調味料、飲料用・酒類用のペットボトル
	廃食用油		不用になった天ぷら油などの植物性油
粗大ごみ			家具類、家電品、寝具類、自転車など
蛍光管、体温計			蛍光管、水銀体温計

■拠点回収

分別区分	品目
廃食用油	植物性の廃食用油、てんぷら油など

脊振共同塵芥処理組合（旧諸富町、旧三瀬村）

■収集ステーション・戸別収集するごみ

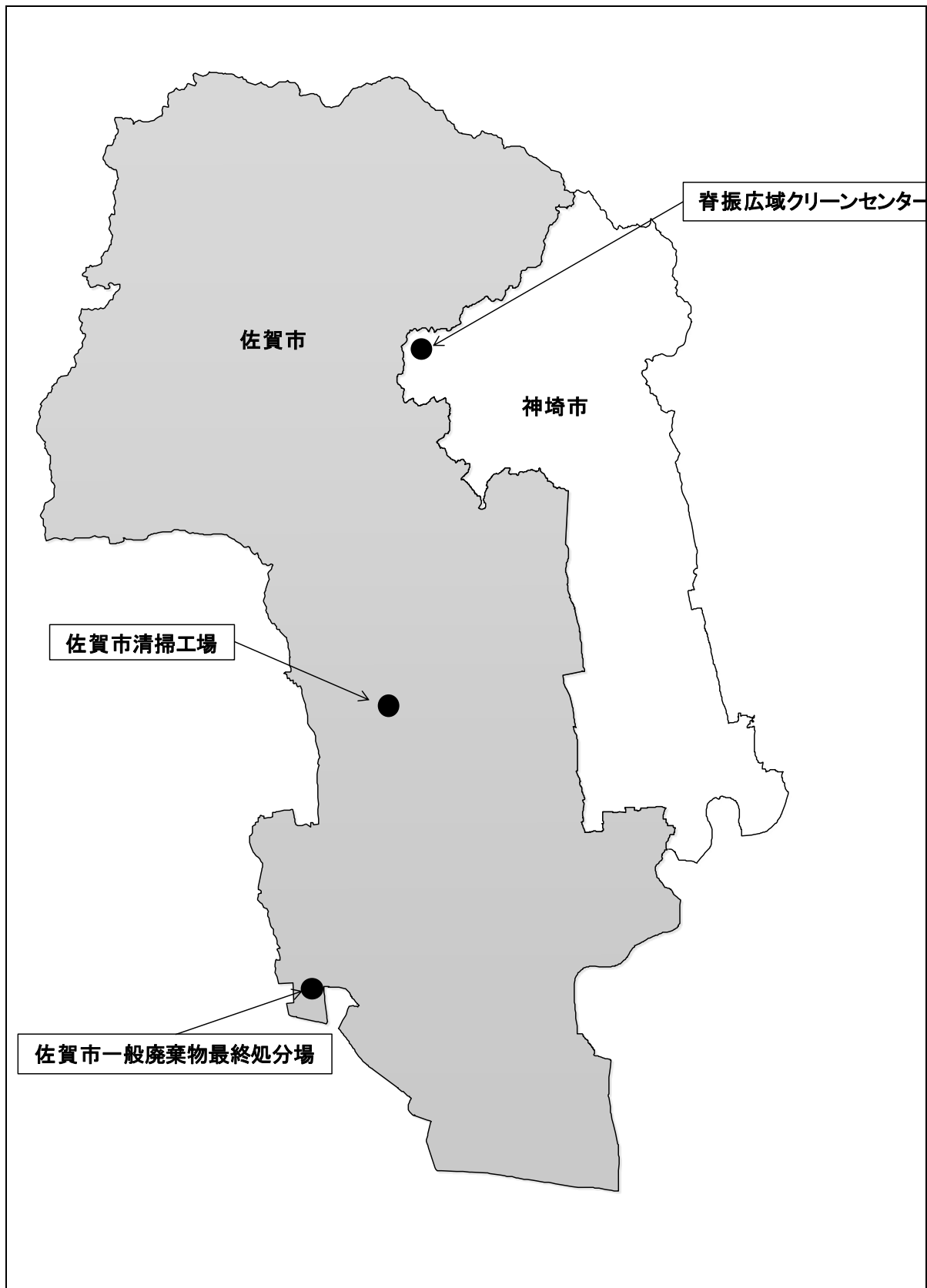
分別区分			品目
燃えるごみ			台所ごみ、紙類、プラスチック製品、繊維類、ゴム、皮革製品など
燃えないごみ			金属、小型家電、ガラス類、陶磁器、スプレー缶・ライターなど
資源 ごみ	紙 類	新聞・ちらし	新聞、広告
		牛乳パック	牛乳パック
		ダンボール	ダンボール
		雑誌	雑誌
		紙がみ類	コピー用紙、文章、メモ紙、菓子箱、封筒、手紙、はがき、包装紙など
	空缶・空きビン		飲料用缶、空ビン、食品用空缶・空ビン
	ペットボトル		調味料、飲料用・酒類用のペットボトル
	トレイ		食品用トレイ
	廃食用油		不用になった天ぷら油などの植物性油
粗大ごみ			家具類、家電品、寝具類、自転車など
有害ごみ			蛍光管、水銀体温計

■拠点回収

分別区分	品目
廃食用油	植物性の廃食用油、てんぷら油など

添付資料２ 廃棄物処理施設の状況

■廃棄物処理施設の位置図



■施設の概要

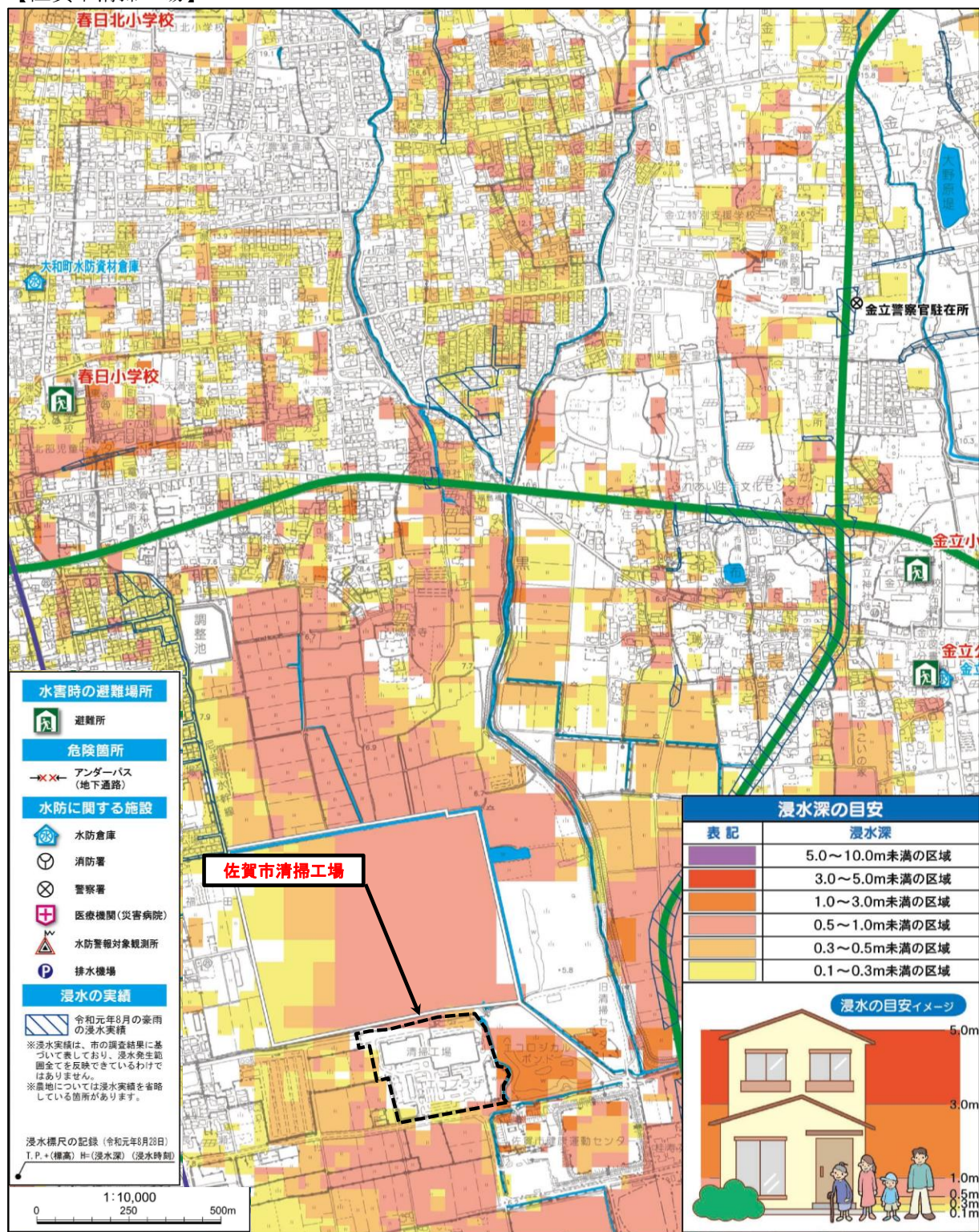
施 設 名	佐賀市清掃工場	
所 在 地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369	
敷 地 面 積	50,600m ² （リサイクル工場、洪水調整池含む）	
竣 工 年 月	平成 15 年 3 月	
処 理 能 力	ごみ処理施設：300t/日（3 炉）	灰溶融設備：23t/日（2 炉）（休止中）
処 理 方 式	ごみ処理施設：全連続燃焼式ストーカ炉	灰溶融設備：プラズマ式灰溶融炉（休止中）

施 設 名	脊振広域クリーンセンター	
	焼却処理施設	灰溶融施設
所 在 地	神崎市脊振町鹿路 3362-1	神崎市脊振町鹿路 3362-1
敷 地 面 積	52,547m ² （粗大ごみ施設・洪水調整池含む）	
竣 工 年 月	平成 9 年 1 月	平成 19 年 12 月
処 理 能 力	111t/日（2 炉）	18.9t/日（2 炉）
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ炉	焼却炉直結溶融方式

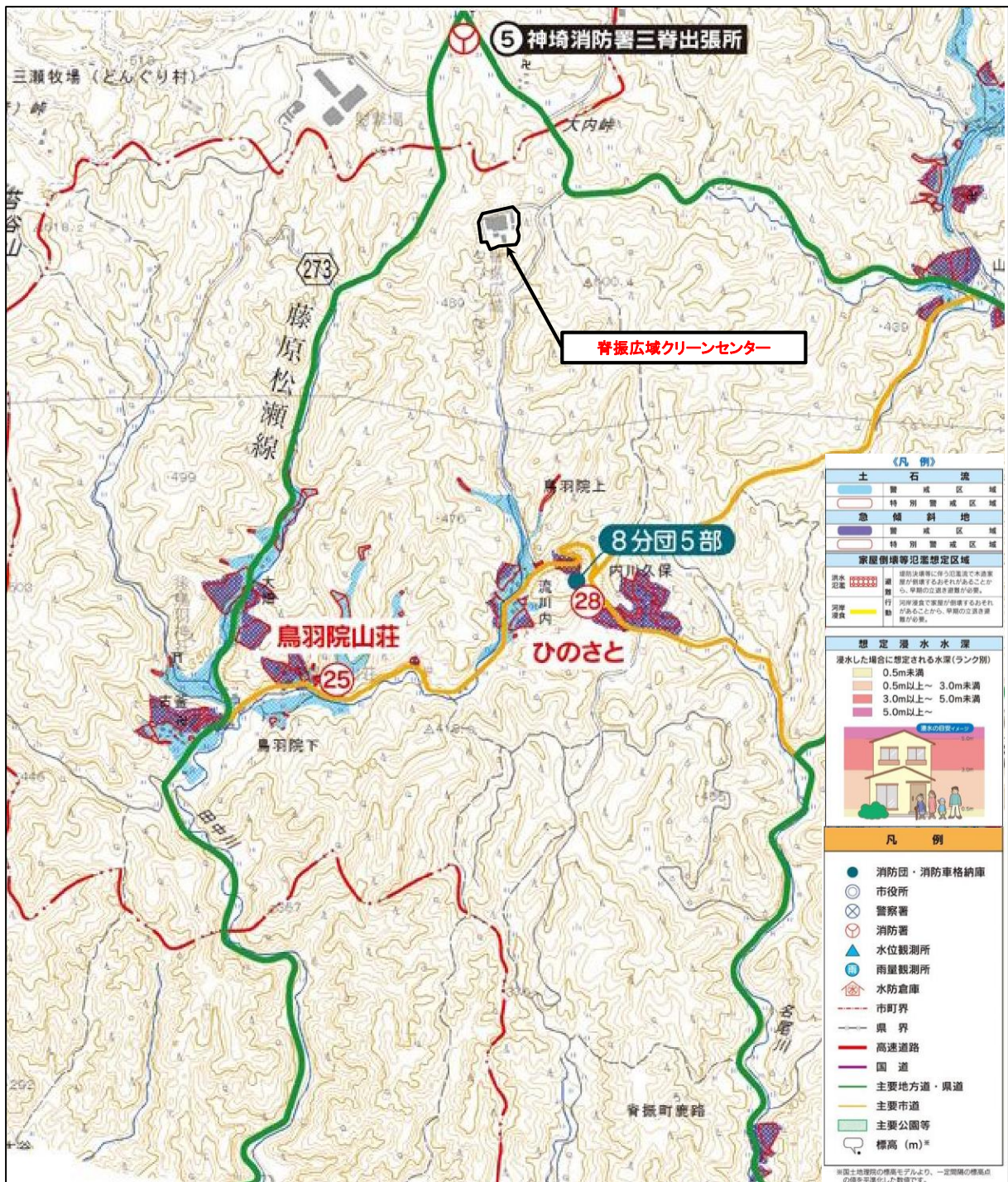
施 設 名	佐賀市一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	佐賀市嘉瀬町大字十五 2720	
埋 立 面 積	124,700m ²	
埋 立 容 量	450,900m ³	
竣 工 年 月	昭和 56 年度	
埋 立 工 法	セル方式	
遮 水 工 法	埋立地底部：既存地質を利用（有明粘土層：不透水層） 貯留構造物法面：遮水シート（高密度ポリエチレンシート：厚さ 1.5mm）	

■ハザードマップ

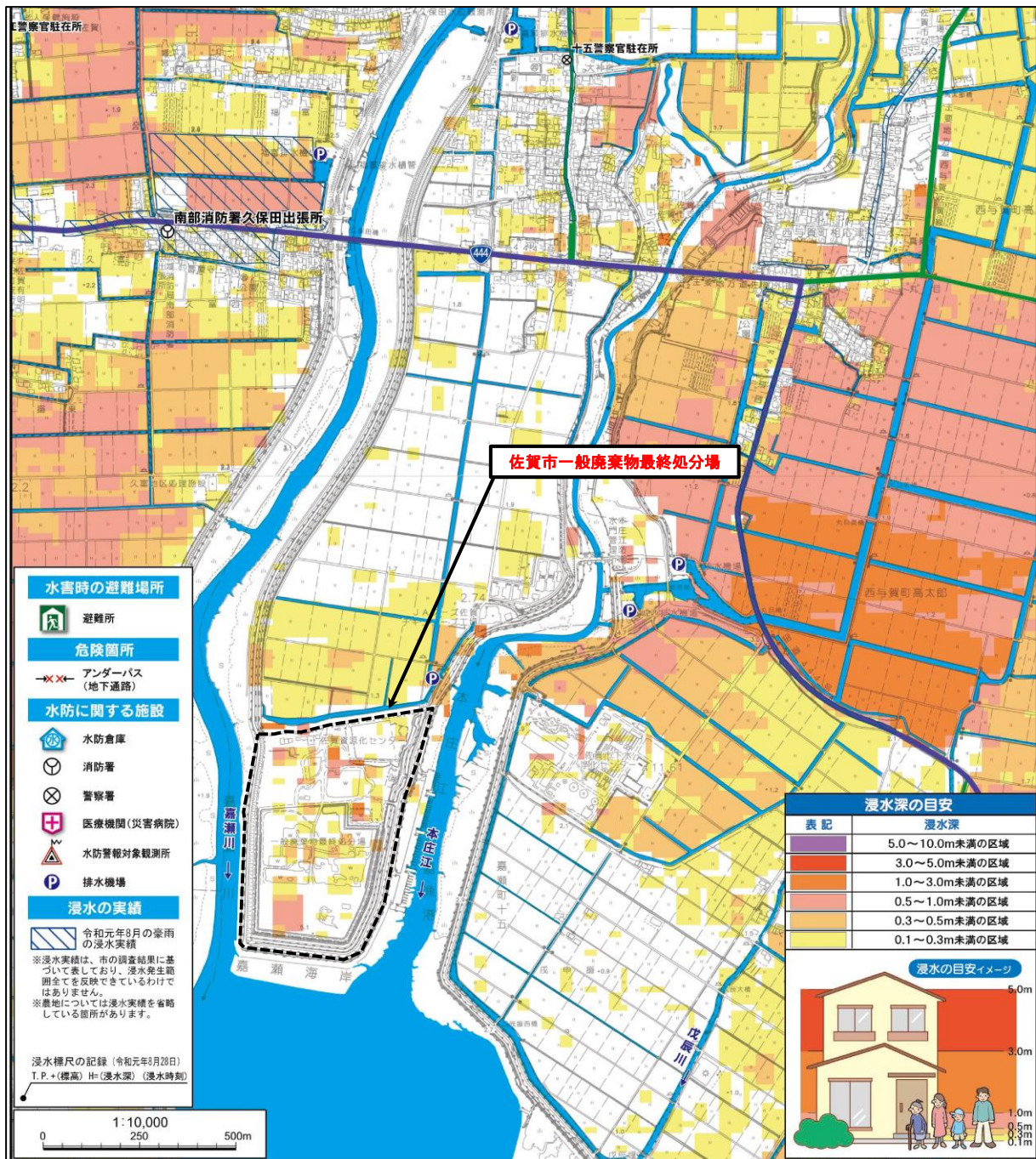
【佐賀市清掃工場】



【脊振広域クリーンセンター】

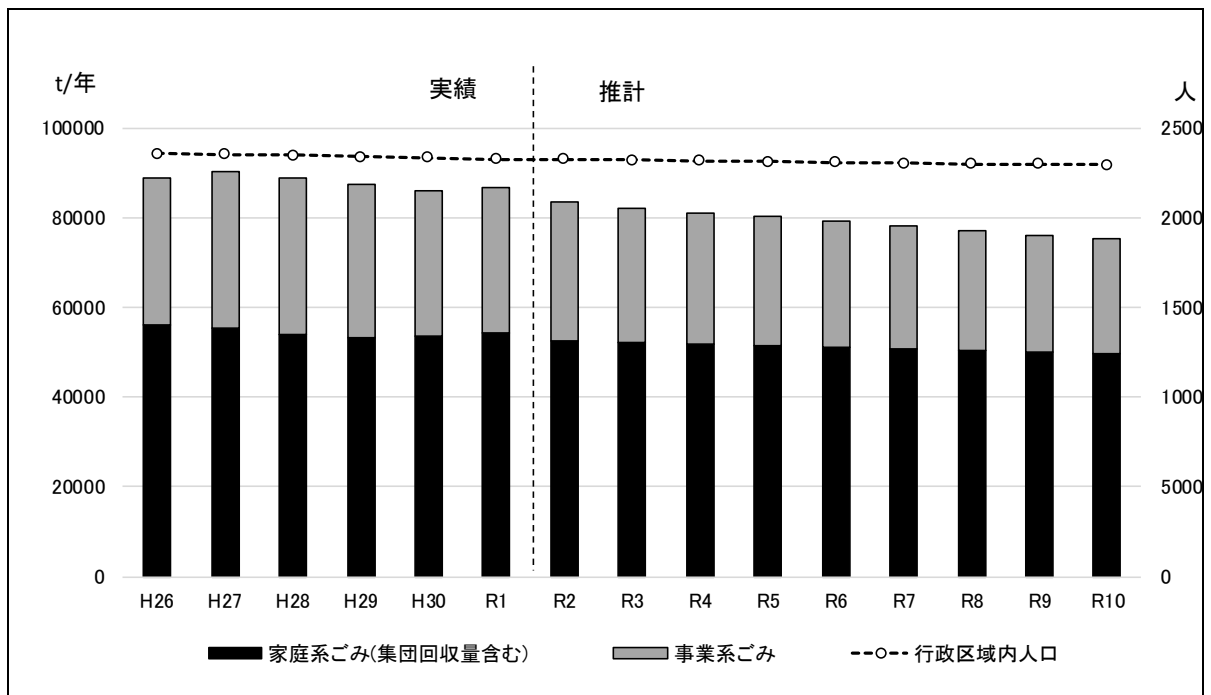


【佐賀市一般廃棄物最終処分場】

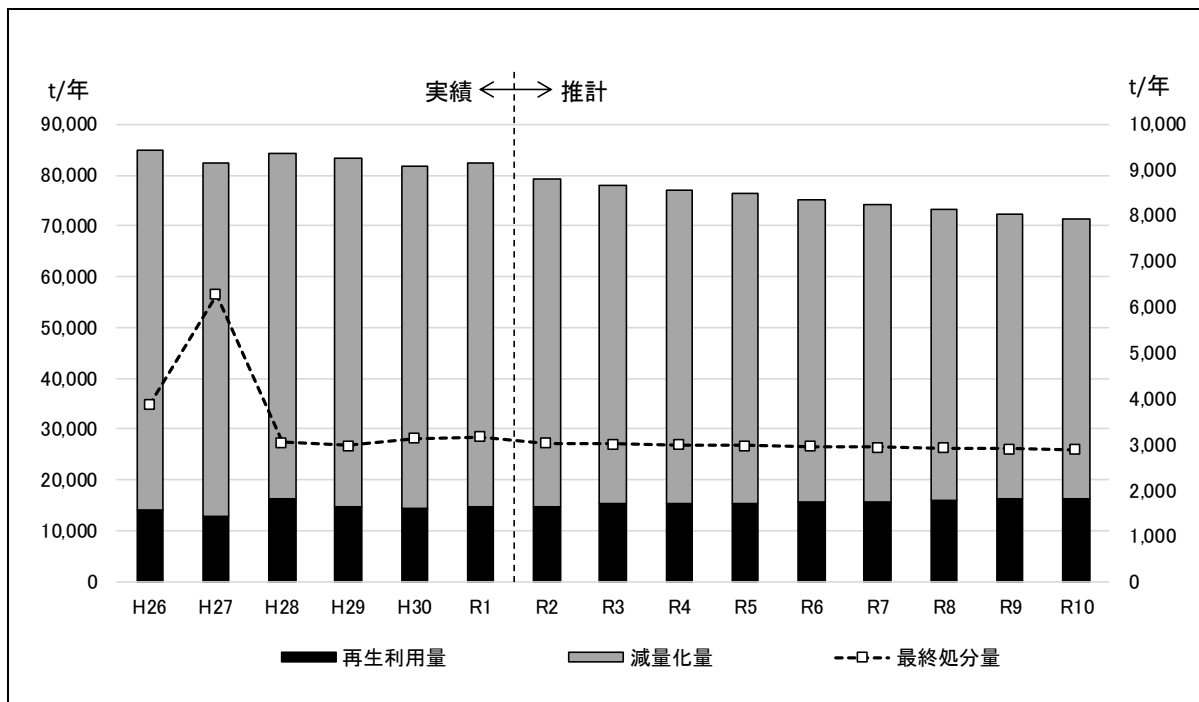


添付資料3 トレンドグラフ

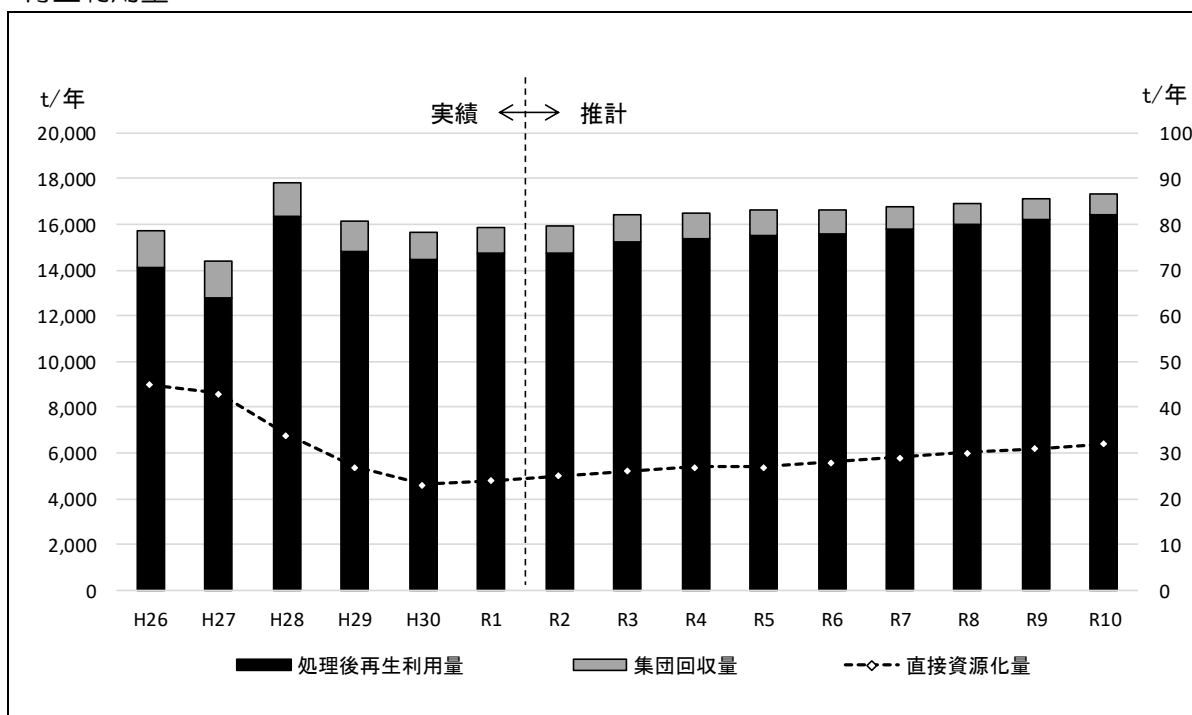
■ごみ排出量と行政区域内人口



■処理内訳



■再生利用量



■現状と将来の処理内訳

ごみの排出量の現状と将来の処理内訳		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込		
排出量	年間ごみ量 [t/年度]	88,776	88,582	87,447	86,246	84,768	85,514	82,200	81,100	80,056	79,247	78,053	77,090	76,158	75,252	74,347		
	一日ごみ量 [t/日]	243.22	242.69	239.58	235.64	232.24	234.28	225.21	222.19	219.33	217.11	213.84	211.20	208.65	206.17	203.69		
	計画処理量	年間ごみ量 [t/年度]	88,776	88,582	87,447	86,246	84,768	85,514	82,200	81,100	80,056	79,247	78,053	77,090	76,158	75,252	74,347	
		一日ごみ量 [t/日]	243.22	242.69	239.58	235.64	232.24	234.28	225.21	222.19	219.33	217.11	213.84	211.20	208.65	206.17	203.69	
		家庭系	年間ごみ量 [t/年度]	56,057	53,874	52,593	52,067	52,239	53,312	51,292	50,937	50,604	50,409	49,965	49,661	49,373	49,104	48,823
			一日ごみ量 [t/日]	153.58	147.60	144.09	142.26	143.12	146.06	140.53	139.55	138.64	138.11	136.89	136.06	135.27	134.53	133.76
		事業系	年間ごみ量 [t/年度]	32,719	34,708	34,854	34,179	32,529	32,202	30,908	30,163	29,452	28,838	28,088	27,429	26,785	26,148	25,524
			一日ごみ量 [t/日]	89.64	95.09	95.49	93.39	89.12	88.22	84.68	82.64	80.69	79.01	76.95	75.15	73.38	71.64	69.93
	自家処理量	年間ごみ量 [t/年度]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
中間処理量	年間ごみ量 [t/年度]	88,731	88,539	87,413	86,219	84,745	85,490	82,175	81,074	80,029	79,220	78,025	77,061	76,128	75,221	74,315		
	一日ごみ量 [t/日]	243.10	242.57	239.49	235.57	232.18	234.21	225.14	222.12	219.26	217.04	213.76	211.12	208.57	206.09	203.60		
	処理残渣量	年間ごみ量 [t/年度]	18,002	19,065	19,410	17,790	17,567	17,888	17,807	18,251	18,348	18,484	18,530	18,717	18,902	19,103	19,281	
		一日ごみ量 [t/日]	49.32	52.23	53.18	48.61	48.13	49.01	48.79	50.00	50.27	50.64	50.77	51.28	51.79	52.34	52.83	
	減量化量	年間ごみ量 [t/年度]	70,729	69,474	68,003	68,429	67,178	67,602	64,368	62,823	61,680	60,735	59,494	58,344	57,226	56,117	55,034	
		一日ごみ量 [t/日]	193.78	190.34	186.31	186.96	184.05	185.20	176.35	172.12	168.99	166.40	162.99	159.84	156.78	153.75	150.77	
再生利用量	年間ごみ量 [t/年度]	15,794	14,436	17,829	16,158	15,689	15,904	15,988	16,427	16,514	16,638	16,677	16,787	16,958	17,176	17,372		
	一日ごみ量 [t/日]	43.27	39.55	48.84	44.15	42.98	43.58	43.80	45.01	45.24	45.58	45.69	45.99	46.46	47.05	47.59		
	集団回収量	年間ごみ量 [t/年度]	1,616	1,602	1,427	1,320	1,224	1,157	1,190	1,153	1,124	1,102	1,069	975	945	946	947	
		一日ごみ量 [t/日]	4.43	4.39	3.91	3.61	3.35	3.17	3.26	3.16	3.08	3.02	2.93	2.67	2.59	2.59	2.59	
	直接資源化量	年間ごみ量 [t/年度]	45	43	34	27	23	24	25	26	27	27	28	29	30	31	32	
		一日ごみ量 [t/日]	0.12	0.12	0.09	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	
	処理後再生利用量	年間ごみ量 [t/年度]	14,133	12,791	16,368	14,811	14,442	14,723	14,773	15,248	15,363	15,509	15,580	15,783	15,983	16,199	16,393	
		一日ごみ量 [t/日]	38.72	35.04	44.84	40.47	39.57	40.34	40.47	41.78	42.09	42.49	42.68	43.24	43.79	44.38	44.91	
	最終処分量	年間ごみ量 [t/年度]	3,869	6,274	3,042	2,979	3,125	3,165	3,034	3,003	2,985	2,975	2,950	2,934	2,919	2,904	2,888	
		一日ごみ量 [t/日]	10.60	17.19	8.34	8.14	8.56	8.67	8.32	8.22	8.18	8.15	8.09	8.04	8.00	7.96	7.92	
直接最終処分量		年間ごみ量 [t/年度]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
処理後最終処分量		年間ごみ量 [t/年度]	3,869	6,274	3,042	2,979	3,125	3,165	3,034	3,003	2,985	2,975	2,950	2,934	2,919	2,904	2,888	
		一日ごみ量 [t/日]	10.60	17.19	8.34	8.14	8.56	8.67	8.32	8.22	8.18	8.15	8.09	8.04	8.00	7.96	7.92	

※ 端数処理のため若干の誤差を含む。